

株式交付に関する事前開示書類
(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に定める書面)

2025 年 10 月 10 日

abc 株式会社

株式交付に係る事前開示書類

東京都港区赤坂四丁目 9 番 17 号
abc 株式会社
代表取締役社長 松田 元

当社は、2025 年 10 月 3 日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画」といいます。）に基づき、2025 年 10 月 30 日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社、Metabit 株式会社（以下「Metabit」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行います。会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に定める事前開示事項は、下記のとおりです。なお、本株式交付は、会社法第 816 条の 4 第 1 項に定める簡易株式交付に該当します。

記

1. 株式交付計画の内容（会社法第 816 条の 2 第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる事項についての定めが同条第 2 項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法施行規則第 213 条の 2 第 1 号）

本株式交付計画の作成日時点において、Metabit の議決権の総数は 1,000 個です。本株式交付計画においては、当社が本株式交付に際して譲り受ける Metabit の株式の数の下限を 4,700,000 株と定めていますが、仮に当社が本株式交付に際して Metabit の株式 416 株を譲り受けた場合、本株式交付がその効力を生ずる日において、当社の議決権所有割合は現金で取得する Metabit の株式 94 株とあわせて 51.0%となります。

以上より、当社が譲り受ける Metabit の株式の数の下限についての本計画の定めは、会社法第 774 条の 3 第 2 項の要件を満たすと判断いたしました。

3. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 2 号）

別紙 2 のとおりです。

4. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 8 号から第 9 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 3 号）

該当事項はありません。

5. 株式交付子会社についての事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 4 号）

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 213 条の 2 第 5 号イ）
該当事項はありません。

7. 本株式交付が効力を生ずる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 6 号）

本株式交付は、会社法第 816 条の 8 第 1 項の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交付計画の内容

株式交付計画書

abc株式会社(以下「甲」という。)は、甲を株式交付親会社、Metabit株式会社(以下「乙」という。)を株式交付子会社とする株式交付(以下「本株式交付」という。)を行うにあたり、次のとおり株式交付計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条 (株式交付子会社の称号及び住所)

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：Metabit株式会社

住所：東京都渋谷区本町一丁目51番14

第2条 (株式交付親会社が本株式交付を行うに際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限)

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の下限は、416株とする。

第3条 (対価として交付する株式交付親会社の株式の数及びその割当て)

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、乙の普通株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の合計数に11,298.08株を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式11,298.08株を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い、甲が乙の普通株式の譲渡人に対して交付する甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他関係法令の規定に従い、処理する。

第4条 (申込期日)

乙の普通株式の譲渡しの申込期日は、2025年10月21日とする。ただし、甲は、本株式交付が効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)を変更する場合には、当該変更と同時にこれを変更することができる。

第5条 (効力発生日)

効力発生日は、2025年10月30日とする。ただし、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

第6条 (簡易株式交付)

甲は、会社法816条の4第1項の規定により、本計画につき株主総会の承認を得ないで本株式交付を行う。ただし、同条第2項の規定により、本計画につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本計画につき株主総会の承認を得る。

第7条 (本計画の変更及び本株式交付の中止)

本計画の作成日から効力発生日(第7条に基づき変更した場合には、変更後の効力発生日をいう。以下同じ。)までの間において、甲または乙の財務状態もしくは経営状態に重大な変動が発生し又は判明した場合、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が発生又は判明した場合、その他本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

第8条 (本計画の効力)

本計画は、効力発生日までに、①乙の株主から甲への本計画による乙の普通株式の譲渡について、乙の株主総会の承認が得られないとき、又は、②甲の株主総会の承認が必要な場合

にその承認が得られなかったときには、その効力を失う。

2025 年 10 月 10 日

東京都港区赤坂四丁目 9 番 17 号
abc 株式会社
代表取締役社長 松田 元

別紙2 会社法第 774 条の3 第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

1. 株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）及び株式交付比率の算定根拠等

(1) 株式交付比率

	当社 (株式交付親会社)	Metabit株式会社 (株式交付子会社)
本株式交付に係る株式交付比率	1	11, 298. 08

- (注) 1. 本株式交付に伴い、Metabitの普通株式1株に対して当社の普通株式11298.08株を交付いたします。なお、当社が本株式交付によりMetabitの株式に係る割当てとして交付する当社の普通株式は、全て当社が新規に発行する株式です。
2. 当社が本株式交付により発行する新株式数の下限：普通株式4, 700, 000株
上記新株式数は、当社が本株式交付に際して譲り受けるMetabitの普通株式の下限の数に対して交付する当社の普通株式の数です。
本株式交付が成立することで当社株式は15.94%の希薄化が起こる見込みです。
なお、本株式交付により、WowooPte.Ltd.は当社の株式を15.94%保有することとなります。保有方針に関しては、継続保有の取り決めはございませんが、長期的に保有する方針であること、他方で、企業価値(株価)の向上の局面においては売却する場合も有りうる旨で確認をしています。
3. 単元未満株式の取扱い
本株式交付により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける当社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所、その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び当社の定款第8条に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。
4. 1株に満たない端数の処理
本株式交付に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることになるMetabitの株主様に対しては、当社は会社法第234条その他関連法令の定めに従い、その端数の合計数に相当する当社の株式を売却し、係る売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。
5. 本株式交付により増加する当社の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の2の定めに従い当社が別途適当に定める金額とする

なお、本株式交付に伴いまして、Metabitの一部株式を現金により取得します。現金決済で取得する株式に関しても本株式交付と同じ日程にて実行予定となります。

※取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況(現金決済の部分)

(1) 異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0%)
(2) 取得株式数	94株(議決権の数：94個)
(3) 取得価額	Metabit株式会社の普通株式 150百万円
(4) 異動後の所有株式数	94株 (議決権の数：94個) (議決権所有割合：9.4%)

(2) 株式交付比率の算定根拠

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(以下「TFA」)に当社及びMetabitの株式価値並びに株式交付比率の算定を依頼することとしました。

当社は、株式交付比率については、上記に記載のTFAが算定した株式交付比率レンジの範囲内であることから、本株式交付比率は妥当な水準であり、また、TFAによるMetabitの株式価値の算定結果を参考に、Metabitの財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏

まえて、当社で慎重に検討を重ねた結果、本株式交付比率により本株式交付を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

（３）株式交付比率の算定の経緯

本株式交付に係る割当ての内容の算出にあたって、当社は両社から独立した第三者算定機関である TFA に当社および Metabit の株式価値並びに株式交付比率の算定を依頼しました。

TFA は、当社株式については東京証券取引所スタンダード市場に上場し市場株価が存在することから市場株価法(算定基準日を 2025 年 10 月 2 日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る 1 か月、3 か月、6 か月の各期間の株価終値の出来高加重平均)を採用して算定を行いました。

採用手法	算定結果(円)
市場株価法	321 ～ 455

また、TFA は、Metabit の株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であること、類似上場企業の選定が困難であることから類似企業比較法の採用についても適当ではないと判断したこと等を総合的に勘案し、DCF(ディスカウント・キャッシュ・フロー)法による算定を採用しております。

採用手法	算定結果(円)
DCF法	3,069,935 ～ 3,752,143

DCF 法による算定については、Metabit の完全子会社である Metabit. SDN. BHD. が作成した Metabit. SDN. BHD. の事業計画の予測期間である 2025 年 12 月期～2029 年 12 月期までの財務予測を基本として、将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率(資本還元率 8.047%)で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し算定しております。

なお、Metabit は株式保有目的の会社であるため、Metabit. SDN. BHD. を対象とした事業計画を採用しております。

当社は TFA による Metabit の株式価値の算定結果を参考に、Metabit の財務状況、資産の状況を確認し、慎重に検討を重ねた結果、最終的に本株式交付における株式交付比率の算式を下記のとおりとすることが妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り決定しました。

算定に関しては、Metabit. SDN. BHD. を対象とした事業計画に基づいておりますが、2025 年度の進捗状況に加えて、当社の代表が「グローバル戦略アドバイザー」も務める WLF PROJECT に関連するトークンにおける新規収益、また当社グループで投資、支援する暗号資産に関する開発案件に係る収益の要素が今年度及び次年度以降の事業計画の大きな上振れ要因となっております。

また、2025 年 9 月 19 日付「ReYuu Japan 株式会社とのビットコインを活用した「ハイブリッドトレジャリー戦略」に関する基本合意書締結のお知らせ」の開示のとおり、当社は、暗号資産(主にビットコイン)を戦略的に活用した新たな財務戦略「ハイブリッドトレジャリー戦略」の企画・設計・実行支援を主導しており、上場企業における暗号資産トレジャリー運用の第 1 号案件を実現することを目的として本基本合意を締結しております。

今後、本戦略に基づくハイブリッドトレジャリー関連の開発事業に関しても Metabit. SDN. BHD. が担うことになり、当社における大きな収益貢献も期待されることから、現状における Metabit. SDN. BHD. を対象とした事業計画の計画値以上の当該事業のポテンシャルを将来的な付加価値であると、当社としては Metabit. SDN. BHD. の事業性を高く評価しています。

Metabit. SDN. BHD. の今後の売上及び営業利益の予測としては、2025 年 12 月期の売上/営業利益：239 百万円/134 百万円、2026 年 12 月期の売上/営業利益：527 百万円/270 百万円、2027 年 12 月期の売上/営業利益：844 百万円/421 百万円、2028 年 12 月期の売上/営業利益：1,055 百万円/519 百万円、2029 年 12 月期の売上/営業利益：1,266 百万円/632 百万円と 5 カ年計画を見込んでいます。

このことから当社は、Metabit. SDN. BHD. の大幅な事業成長には、既存顧客との継続的取引、

追加の顧客基盤拡大、プラットフォームの高度化が大きく起因しており、突発的な事業依存によるものではなく、事業における開発費用等についても過去実績比率を基礎として売上に比例して増加する構造であり、大幅な費用増は見込んでいないため、利益率は安定的に推移する想定で、Metabit, SDN, BHD. を対象とした事業計画は、すでに積み上がっている売上実績に加え、確定案件および上方修正要因を踏まえた、持続的かつ合理的な成長予測に基づくものであると判断しております。

以上の結果、当社の普通株式 1 株あたりの株式価値を 1 とした場合の TFA の株式交付比率の算定結果は、以下のとおりです。

株式交付比率の算定結果
6,747.11 ～ 11,688.92

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、変更されることがあります。

TFA は、本株式交付比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

また、両社とその関係会社の資産または負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。

加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

TFA の本株式交付比率の分析は、2025 年 10 月 2 日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

2. 株式交付に伴い増加する当社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交付により増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下の通りです。

かかる取扱い、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

- ① 資 本 金 の 額 金 0 円
- ② 資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の 2 に従い当社が別途定める額
- ③ 利益準備金の額 金 0 円

別紙 3 株式交付子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

なお、Metabit は 2025 年 7 月 11 日設立のため、経営成績及び連結財政状態にかかる資料は省略しております。

貸 借 対 照 表

Metabit株式会社

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	円	(純 資 産 の 部)	
流 動 資 産	1,000	株 主 資 本	1,000
現 金 及 び 預 金	1,000	資 本 金	1,000
資 産 合 計	1,000	純 資 産 合 計	1,000